

秋田市告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
60898	新屋豊町18号 線	新屋豊町551番9地先		54.10	6.00
		新屋豊町551番10地先			
60899	新屋朝日町25 号線	新屋朝日町40番14地先		152.60	6.00
		新屋割山町100番18地先			
60900	新屋朝日町26 号線	新屋朝日町40番15地先		155.30	6.00
		新屋割山町100番28地先			
60901	新屋前野町26 号線	新屋前野町130番5地先		41.40	6.00
		新屋前野町130番8地先			
51066	西潟敷15号線	仁井田字西潟敷27番9地先		60.50	6.00
		仁井田字西潟敷27番4地先			
21031	手形西谷地63 号線	手形字西谷地129番地先		108.70	6.00
		手形字西谷地114番1地先			
21032	手形西谷地64 号線	手形字西谷地131番1地先		50.90	6.00
		手形字西谷地129番地先			
21033	手形西谷地65 号線	手形字西谷地112番1地先		50.90	6.00
		手形字西谷地114番4地先			

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
21034	手形西谷地66 号線	手形字西谷地117番2地先		60.30	6.00
		手形字西谷地117番1地先			
21035	手形西谷地67 号線	手形字西谷地50番1地先		98.50	4.00 ~ 6.00
		手形字西谷地18番3地先			
21036	手形十七流35 号線	手形字十七流210番地先		95.20	6.00
		手形字十七流171番2地先			
21037	手形十七流36 号線	手形字十七流85番3地先		95.00	6.00
		手形字十七流90番2地先			
21038	手形十七流37 号線	手形字十七流210番地先		91.70	6.00
		手形字十七流86番2地先			
21039	手形十七流38 号線	手形字十七流165番1地先		91.00	6.00
		手形字十七流88番3地先			
51067	茨島四丁目20 号線	茨島四丁目404番9地先		55.60	6.00
		茨島四丁目403番3地先			
51068	茨島四丁目21 号線	茨島四丁目159番6地先		62.40	6.00
		茨島四丁目159番9地先			
51069	茨島四丁目22 号線	茨島四丁目127番2地先		54.20	6.00
		茨島四丁目78番12地先			

2 縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで